

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、療育手帳交付事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	児童福祉法第11条第1項第2号ハ及び知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの事務として「療育手帳交付要綱」に基づき、療育手帳の交付に関する事務を実施する。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 1. 新規交付申請に関する事務 2. 再判定申請に関する事務 3. 住所変更等各種届出に関する事務 4. 再交付申請に関する事務 5. 返還に関する事務 6. 療育手帳交付台帳の整備に関する事務
③システムの名称	療育手帳交付事務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳交付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の8の項、50の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第2号、第24条の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会] なし [情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表 10の項、14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、113の項、124の項、125の項、144の項、161の項、163の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第13条第2号イ、第16条第1号イ、同条第2号イ、同条第4号イ及びホ、第20条第1号イ、第22条第1号イ及びヘ、同条第2号イ及びヘ、同条第4号イ及びヘ、同条第6号イ及びヘ、同条第8号イ及びヘ、第39条第1号ハ、同条第2号ハ、第44条第1号ロ及びチ、第50条第4号イ及びニ、第51条第2号イ及びニ、同条第7号イ及びニ、第55条第1号イ及びニ、第77条第1号イ及びニ、同条第2号ハ、第78条第1号イ及びニ、第79条第1号、同条第4号、第82条第1号イ及びニ、同条第3号ニ、第83条第1号イ、同条第2号イ、同条第4号イ及びニ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号ロ、第93条第1号ロ及びニ、同条第3号ロ及びニ、第94条第1号イ及びハ、第115条第1号イ及びニ、同条第2号イ及びニ、第126条第1号イ及びニ、第127条第1号ロ及びホ、第146条第1号イ及びニ、同条第2号イ及びニ、同条第5号ハ、第163条第1号ロ及びチ、第165条第1号イ及びニ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

<p>請求先</p>	<p>【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244</p> <p>【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455</p> <p>東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300</p> <p>東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322</p> <p>東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500</p> <p>中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111</p> <p>久万高原土木事務所用地管理課</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課在宅福祉係 089-912-2423</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"> </p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で受付窓口で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、登録時には住基ネット照会により、マイナンバーに誤りがないか確認している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <p style="text-align: left;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	療育手帳交付事務システムにアクセスが可能な職員は、マイナンバー端末機にログイン可能な職員に限定しており、ログインには各職員のID、パスワードを必要とし、また、作業は覗き見防止フィルターをつけ行い、アクセスログを記録している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II 1.対象者数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和6年4月1日	II 2.取扱者数	令和4年3月31日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210	久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万190番1 0892-21-1210	事後	
令和7年2月28日	I 3.法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の7及び33の3の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条及び第24条の5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の8の項、50の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第2号、第24条の5	事後	
令和7年2月28日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	[情報照会] なし [情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二10の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第4号イ及びホ、第12条第1号リ、同条第2号チ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号リ、第14条第1号ハ、同条第2号ハ、第20条第3号ハ、第21条第2号ハ、同条第5号ハ、第22条第1号ニ、第27条1号ハ、同条第2号ハ、第28条第1号ニ、第29条第3号ハ、第30条第1号ヘ、同条第3号ヘ、第31条第4号ハ、第42条第3号、第43条の4第1号ニ、第55条第1号リ、同条第2号ト、同条第5号ハ	[情報照会] なし [情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表 10の項、14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、113の項、124の項、125の項、144の項、161の項、163の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第13条第2号イ、第16条第1号イ、同条第2号イ、同条第4号イ及びホ、第20条第1号イ、第22条第1号イ及びハ、同条第2号イ及びヘ、同条第4号イ及びヘ、同条第6号イ及びヘ、同条第8号イ及びヘ、第39条第1号ハ、同条第2号ハ、第44条第1号ロ及びチ、第50条第4号イ及びニ、第51条第2号イ及びニ、同条第7号イ及びニ、第55条第1号イ及びニ、第77条第1号イ及びニ、同条第2号ハ、第78条第1号イ及びニ、第79条第1号、同条第4号、第82条第1号イ及びニ、同条第3号ニ、第83条第1号イ、同条第2号イ、同条第4号イ及びニ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号ロ、第93条第1号ロ及びニ、同条第3号ロ及びニ、第94条第1号イ及びハ、第115条第1号イ及びニ、同条第2号イ及びニ、第126条第1号イ及びニ、第127条第1号ロ及びホ、第146条第1号イ及びニ、同条第2号イ及びニ、同条第5号ハ、第163条第1号ロ及びチ、第165条第1号イ及びニ	事後	
令和7年2月28日	II 1.対象者数	令和5年3月31日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年2月28日	II 2.取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年2月28日	B 人手を介在させる作業		申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で受付窓口で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、登録時には住基ネット照会により、マイナンバーに誤りがないか確認している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更のため
令和7年2月28日	11 最も優先度が高いと考えられる対策		療育手帳交付事務システムにアクセスが可能な職員は、マイナンバー端末機にログイン可能な職員に限定しており、ログインには各職員のID、パスワードを必要とし、また、作業は覗き見防止フィルターをつけ行い、アクセスログを記録している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更のため